平成２７年（フ）第４３３号
京都府向日市鶏冠井町東井戸29番地　いなみ荘南一２軒目
債務者　竹田美知子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５４２号
京都市左京区岩倉長谷町1247番地　カディコート103
債務者　東野　玲美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
兵庫県神戸市垂水区城が山４丁目５番２号シルバーハイツⅡ201号
債務者　前田　将樹
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０１号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番36―314号
債務者　寺田　誠一
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３０号
神戸市須磨区多井畑南町５番地の21
債務者　林　　貞夫
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４２号
神戸市垂水区小束山本町１丁目７番１―103号
債務者　田上　　淳
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
熊本県荒尾市増永2896―７、住民票上の住所熊本県荒尾市緑ケ丘２丁目１番地５
債務者　岡本　　悟
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１６５号
宮崎市鶴島３丁目154番地６　エリオン201号、前住所宮崎市田野町甲6008番地６　あいらんど田野Ａ棟102号
債務者　松浦啓次郎
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６２号
福島市笹木野字天戸畑10番地の25
債務者　森園　和枝（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで　福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２１８号
神奈川県小田原市中曽根55番地　高木アパート１階北棟東
債務者　瀬戸　　正
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２２４号
神奈川県小田原市中新田３番地の９　202
債務者　髙橋　憲二
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２５６号
神奈川県小田原市小八幡４丁目９番１号　グリーンハイツ１―Ｃ
債務者　土屋　泰之
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１１号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東５丁目３番23号
債務者　福山　貴之
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１６号
佐賀市高木瀬西３丁目３番31号
債務者　金丸美恵子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
佐賀市木原２丁目７番３号
債務者　菰方　朱美
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
佐賀市諸富町大字徳富2035番地４
債務者　宮地　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
佐賀市光２丁目６番５号
債務者　高林　弘枝（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
佐賀市大和町大字東山田3605番地４　エクセレントⅡみつの202
債務者　原田ゆかり（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係